

○国土交通省告示第 号

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第 号）の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項及び第十五条第二号イ、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三第三項、第二十七条の五第一項第四号及び第二項第二号ロ（3）並びに第二十七条の七、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十七条の三十第三項並びに施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第二項の規定に基づき、建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件等の一部を改正する告示

（建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部改正）

第一条 建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和三十七年建設省告示第二千七百五十五号）の一部を次のように

改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五 第一項第四号の規定により、同項第一号から第三号までに掲げる者と同 等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。</p> <p>一〇三十八（略）</p> <p>三十九 受検しようとする種目が電気通信工事施工管理である場合にお いては、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による電気 通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、同種目に関し指 導監督的実務経験一年以上を含む六年以上の実務経験を有する者</p> <p>四〇四十五（略）</p>
改正前	<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五 第一項第四号の規定により、同項第一号から第三号までに掲げる者と同 等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。</p> <p>一〇三十八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十九〇四十四（略）</p>

（建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容の一部改正）

第二条 建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和四十七年建設省告示第三百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を次のとおり告示する。ただし、その効力は昭和四十七年四月一日から生ずるものとする。

建設工事の種類	建設工事の内容	(略)	電気通信工事	(略)	(略)
(略)	(略)	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ ホ (略)	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	(略)	(略)

改正前

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を次のとおり告示する。ただし、その効力は昭和四十七年四月一日から生ずるものとする。

建設工事の種類	建設工事の内容	(略)	電気通信工事	(略)	(略)
(略)	(略)	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ ホ (略)	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	(略)	(略)

（建築施工管理について種別を定める等の件の一部改正）

第三条 建築施工管理について種別を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千五百八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

建築施工管理に係る二級の技術検定について建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が定める種別は次の表の種別の欄に掲げる種別とし、及び当該種別について施工技術検定期則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第二項の規定により国土交通大臣が指定する実地試験の科目は同表の実地試験科目の欄に掲げる実地試験の科目とする。

種別	実地試験科目
建築	施工管理法
躯体	躯体施工管理法
仕上げ	仕上施工管理法

改正前

建築施工管理に係る二級の技術検定について建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が定める種別は次の表の種別の欄に掲げる種別とし、及び当該種別について施工技術検定期則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第二項の規定により国土交通大臣が指定する学科試験及び実地試験の科目は同表の学科試験科目及び実地試験科目の欄に掲げる学科試験及び実地試験の科目とする。

種別	学科試験科目	実地試験科目
建築	建築学等 施工管理法 法規	施工管理法
躯体	建築学等 躯体施工管理法 法規	躯体施工管理法
仕上げ	建築学等 仕上施工管理法 法規	仕上施工管理法

（建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部改正）

第四条 建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和六十三年建設省告示第千三百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は免許

(略)	電気通信工事業	(略)	一 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の電気通信工事施工管理とするもの 二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするもの)とするもの
(略)	(略)	(略)	(略)

改正前

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は免許

(略)	電気通信工事業	(略)	(新設)
(略)	(略)	(略)	技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするもの)とするもの

（監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件の一部改正）

第五条 監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件（平成七年建設省告示第千二百九十七号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

(略)	(略)	一通施	(略)	(略)
(略)	(略)	一園施	(略)	(略)
(略)	(略)	法第二十七条第一項の技術検定のうち検定種目を一級の電気通信施工管理とするものに合格した者であること。		

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十七条の第三十第三項の規定に基づき、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七條の十八第一項に規定する資格者証の記載に用いる略語を次のとおり定める。

次の表の下欄に掲げる建設業の種類又は監理技術者資格は、それぞれ同表の上欄に掲げる略語により表すものとする。

改正前

(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
(略)	(略)	一園施	(略)	(略)
(略)	(略)	一管施	(略)	(略)
(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十七条の第三十第三項の規定に基づき、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七條の十八第一項に規定する資格者証の記載に用いる略語を次のとおり定める。

次の表の下欄に掲げる建設業の種類又は監理技術者資格は、それぞれ同表の上欄に掲げる略語により表すものとする。

（建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部改正）

第六条 建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下「令」という。）第二十七条の五第二項第二号ロ(3)の規定に基づき、同号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二十二（略）</p> <p>二十三 受検しようとする種目が電気通信工事施工管理である場合において、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、同種目に関し一年以上の実務経験を有する者</p> <p>二十四・二十五（略）</p>	<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下「令」という。）第二十七条の五第二項第二号ロ(3)の規定に基づき、同号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十三・二十四（略）</p>

（建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件の一部改正）

第七条 建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の七の規定に基づき、国土交通大臣が定める期間は、二級の技術検定（以下「技術検定」という。）の学科試験に係る合格発表の日の属する年度の初日から起算して十二年以内であつて当該学科試験と種目（建設機械施工又は土木施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする技術検定の実地試験を受験した受験する日の属する年度の初日から起算して二年以内とする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の七の規定に基づき、国土交通大臣が定める期間は、二級の技術検定（以下「技術検定」という。）の学科試験に係る合格発表の日の属する年度の初日から起算して十二年以内であつて当該学科試験と種目（建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする技術検定の実地試験を受験した受験する日の属する年度の初日から起算して二年以内とする。</p>

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の建築施工管理について種別を定める等の件の規定及び建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件の規定は、平成三十年において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十九年において行われる技術検定については、なお従前の例による。